

令和5年 壱岐市議会定例会 12月 会議会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和5年12月6日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	9番 土谷 勇二 10番 音嶋 正吾
日程第2	審議期間の決定	17日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	行政報告	市長 報告
日程第5	報告第18号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	農林水産部部長 説明
日程第6	議案第54号 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	総務部部長 説明
日程第7	議案第55号 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について	総務部部長 説明
日程第8	議案第56号 壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	総務部部長 説明
日程第9	議案第57号 壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務部部長 説明
日程第10	議案第58号 壱岐市税条例の一部改正について	市民部部長 説明
日程第11	議案第59号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について	市民部部長 説明
日程第12	議案第60号 壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正について	市民部部長 説明
日程第13	議案第61号 壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	建設部部長 説明

日程第14	議案第62号	壱岐市水道事業職員の給与に関する条例の一部改正について	建設部部長 説明
日程第15	議案第63号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	消防本部消防長 説明
日程第16	議案第64号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市テレワーク施設）	総務部部長 説明
日程第17	議案第65号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺浦住民集会所）	総務部部長 説明
日程第18	議案第66号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市自動車教習場）	総務部部長 説明
日程第19	議案第67号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市高等職業訓練校）	総務部部長 説明
日程第20	議案第68号	公の施設の指定管理者の指定について（マリンパル壱岐）	企画振興部部長 説明
日程第21	議案第69号	公の施設の指定管理者の指定について（原の辻一支国王都復元公園）	教育次長 説明
日程第22	議案第70号	公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）	教育次長 説明
日程第23	議案第71号	令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）	財政課課長 説明
日程第24	議案第72号	令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	保健環境部部長 説明
日程第25	議案第73号	令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	保健環境部部長 説明
日程第26	議案第74号	令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	保健環境部部長 説明
日程第27	議案第75号	令和5年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	建設部部長 説明

日程第28	議案第76号	令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)	総務部部長	説明
日程第29	議案第77号	令和5年度壱岐市水道事業会計補正予算(第1号)	建設部部長	説明
日程第30	陳情第1号	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情	資料のとおり	

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員(15名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 土谷 勇二君	10番 音嶋 正吾君
11番 豊坂 敏文君	13番 中田 恭一君
14番 市山 繁君	15番 赤木 貴尚君
16番 小金丸益明君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長	山川 正信君	議会事務局次長	平本 善広君
議会事務局次長補佐	松永 淳志君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	山口 千樹君	総務部部長	中上 良二君

企画振興部部長	………	塚本 和広君	市民部部長	………	西原 辰也君
保健環境部部長	………	崎川 敏春君	農林水産部部長	………	谷口 実君
建設部部長	………	平田 英貴君	消防本部消防長	………	山川 康君
教育次長	………	目良 顕隆君	総務課課長	………	横山 将司君
財政課課長	………	原 裕治君	会計管理者	………	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。報道機関に対し、撮影機材等の使用を許可いたしておりますので御了承ください。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

ただいまから、令和5年老岐市議会定例会12月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（小金丸益明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

12月会議の会議録署名議員は、会議規則88条の規定により、9番、土谷勇二議員、10番音嶋正吾議員を指名します。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（小金丸益明君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

12月会議の審議期間は、本日から12月22日までの17日間とし、審議期間の日程については、タブレットに配信のとおりでございます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、12月会議の審議期間は、本日から12月22日までの17日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（小金丸益明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、タブレットに配信のとおりでございます。

日程第4. 行政報告

○議長（小金丸益明君） 日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。行政報告を申し上げます。

本日ここに、令和5年壱岐市議会定例会12月会議に当たり、9月会議以降、本日までの市政の重要事項及び今回補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、令和5年秋の褒章において、長年、保護司として尽力されている蓑田直美様が、更生保護功績として藍綬褒章を受章され、元壱岐市消防司令の久原和秀様が、第41回危険業務従事者叙勲として瑞宝単光章を、本市の壱岐ウルトラマラソンの開催に対し、多額の企業版ふるさと納税による御寄附を賜りました株式会社ファウンテック様（代表取締役社長万谷正様）でありますが、紺綬褒章を受章されました。

また、秋篠宮皇嗣殿下が総裁であられる公益社団法人大日本農会の農事功績者として、長年、施設アスパラガス専作経営をされている許斐誠仁様が緑白綬有功章を受章され、長年、行政相談委員として尽力されている堀江宏澄様が、行政相談功労として総務大臣表彰を、元・壱岐「島の科学」研究会会長山内正志様が離島振興70周年記念功労者として国土交通大臣表彰を受賞され、壱岐市長並びに元・全国離島振興協議会会長として総合的な離島振興への取組を評価いただき、不肖、私、白川博一が同じく国土交通大臣表彰の栄に浴しました。

さらに、消防・防災功労として元壱岐市消防団副団長の平田勇様が県民表彰を受賞され、ながさき農林業大賞においては、本市から農産部門で農事組合法人勝本様が長崎県知事賞を、同じくながさき水産業大賞において、魅力ある漁村づくり部門で壱岐市磯焼け対策協議会様が長崎県漁業協同組合連合会長賞を受賞されました。

また、玄海酒造株式会社取締役会長山内賢明様が、一般財団法人日本食生活文化財団が食生活文化に関する優れた業績がある方に贈る食生活文化賞を受賞されました。

このたび、叙勲、褒章並びに表彰をお受けになった皆様に対し、今日まで築かれた御功績に、深甚なる敬意を表しますとともに、心からお慶びを申し上げます。

次に、教育委員会所管の壱岐文化ホールで、金庫に保管していた釣銭用の現金2万円の紛失が判明いたしました。

事案の経過としましては、11月24日午後5時40分頃、当該施設職員が施設利用料を両替しようとした際、金庫に保管していた釣銭2万円が保管袋ごと紛失していることを確認し、11月25日から26日にかけて執務室内及び施設内を捜索するとともに、職員及び関係者への聞き取り調査を実施いたしました。発見できないため、11月27日に壱岐警察署へ通報、翌28日に被害届を提出し、現在、壱岐警察署で捜査が行われている状況にあります。

今後、壱岐警察署の捜査状況を踏まえ厳正に対処してまいります。

このたび、このような事態を招いたこととおわびいたしますとともに、再発防止に努めてまいります。

次に、去る10月11日に、長崎県及び長崎県議会へ、壱岐市・壱岐市議会連名の単独要望を行いました。大石知事をはじめ幹部職員、そして県議会では、徳永達也議長に御対応いただいたところであります。本市からは、鶴瀬和博県議会議員にも御同席いただき、10項目の要望書を小金丸議長とともに提出いたしました。

本年度の要望のうち、昨年度と同じく、重点要望項目として、「空港の整備等について」、「再生可能エネルギーの導入促進に向けた支援について」及び「磯焼け対策に関する支援の拡充について」の3項目について御説明を申し上げました。

大石知事からは、磯焼け対策に関する支援の拡充について、壱岐市磯焼け対策協議会を中心とする取組の成果を評価いただき、県は水産多面的機能発揮対策事業等で、植食性動物の駆除から処分までの取組を支援しているところであり、国の予算も減少傾向と大変厳しい状況の中、引き続き予算の確保に努めていきたい旨の御回答をいただきました。

また、ブルーカーボンクレジット申請に対する支援・協力についても、本市の積極的な取組を評価いただき、県としても磯焼け対策に非常に有効な取組だと考えており、藻場に関する情報の提供等、支援、協力をしたい旨の回答をいただいたところであります。本取組は水産業を中心とした産業振興はもとより、観光・商工業の振興やブルーカーボンによる地球温暖化対策等、SDGsの取組に寄与することから、国・県の支援のもと、今後とも積極的に推進してまいります。

次に、第4次壱岐市総合計画についてでございます。

総合計画は、市政の基本方針として、本市の「まちづくり」の方向性を示す最上位に位置づけられる計画であり、現行の「第3次壱岐市総合計画」では、SDGsの理念を踏まえた「誰一人取り残さない協働のまちづくり。」を基本理念として掲げ、総合的かつ計画的に各種施策に取り組んでいるところであります。現計画の期間が令和2年度から令和6年度までの5年間となっていることから、このたび、次期計画の策定に着手したところであります。

今回策定する「第4次壱岐市総合計画」では、少子高齢化による人口減少対策はもとより、新たな感染症や大規模災害等の脅威、物価高騰に伴う市民生活及び事業者への影響等、社会情勢の大きな変化及び多様化する市民ニーズを総合的に踏まえ、本市が進むべき将来ビジョンを明らかにし、そのビジョンを達成すべく、今後5年間の具体的な施策を示す計画として策定いたします。

去る10月23日に第1回壱岐市総合計画審議会を開催し、策定方針についてお示ししたと

ころであり、本年度中に計画骨子案の策定を行うこととしております。計画の策定に当たっては、アンケート調査、パブリックコメント等の実施により、市民皆様の多様な御意見を反映させるとともに、今後も必要に応じて、審議会を開催し、様々な分野の関係者及び公募委員から幅広い御意見を伺いながら、策定に向けて進めてまいります。

次に、地域が抱える課題への対応をはじめ、市民皆様が主体となったまちづくりの実現に向けて進めている、まちづくり協議会について、去る10月1日に芦辺地区まちづくり協議会が新たに設立され、全18校区中15地域での設立となりました。

また、盈科、石田の2地域で幹事会が立ち上げられ、まちづくり協議会の設立に向けた準備が進められておりますので、より一層の取組を進めてまいります。

次に、第15回エコマテリアル国際会議の開催についてでございますが、去る11月27日から29日にかけて、本市出身で環境に調和した物質・材料の利用技術開発等で多大な功績を上げられている原田幸明氏が会長を務められるエコマテリアル・フォーラム主催の第15回エコマテリアル国際会議が、壱岐の島ホールを主会場に開催されました。

エコマテリアルとは、環境に配慮した循環型社会の技術開発により、例えば、ごみから作ったエコセメントや石油を使わないバイオプラスチックなど、資源から廃棄まで環境への影響を低減することに配慮し、末永く使えるように工夫された高性能な材料と定義されております。本国際会議は、エコマテリアルの研究開発に関わる研究者・技術者、NPO法人、企業等が一堂に会して、これらの取組等を議論する場として、国内外から約60名の参加を得て開催されたところであります。

本国際会議には、2019年に本市が発出した国内自治体初の「気候非常事態宣言」に関し、多大なお力添えをいただいた山本良一東京大学名誉教授の講演をはじめ、将来の環境問題解決に向けた研究や議論が展開されました。今回本市での開催となりましたのは、本市がこれまで取り組んできたRE水素実証事業及び藻場再生の取組をはじめ脱炭素の島づくりの成果でもあります。

本国際会議を契機に、改めて再生可能エネルギーの100%の島の実現に邁進してまいります。

次に、本市では、議会議員等の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給与の額に関するについて審議をするため、壱岐市特別職報酬等審議会を設置しております。この開催時期については、市議会から4年に一度の市議会議員改選の時期に併せて開催を希望する旨の要望をいただいております。前回、令和3年度の議員改選以降、開催の時期等について検討を重ねてまいりました。皆様御承知のとおり、令和3年度から4年度にかけては新型コロナウイルス感染症が依然として猛威を振るっている時期であり、社会情勢が見通せない中で審議会を開催

することは時期尚早であるとの判断から、市議会とも協議の上、開催を見送ってきたところがあります。

このたび、本年5月8日には新型コロナウイルス感染症が5類へ移行し、国内経済も活発化しており、社会情勢の変化も一定の落ち着きを見せていること、また、本市の議会議員並びに市長等の報酬額が合併間もない平成17年度以降、約19年間改定がなされていないこと等を踏まえ、審議会を開催することといたしました。

今後、市内の公共的団体等の代表者並びに市民代表の方々に構成される審議会に諮問し、来年の早い段階で答申をいただく予定といたしております。

次に、交流人口拡大についてでございます。

本市における観光客数を推計する上で参考となる九州郵船とオリエンタルエアブリッジの本年4月から10月までの乗降客数は、38万5,814人、対前年比120.7%でありました。コロナ禍からの観光需要の回復とともに、繁忙期の夏場に台風の影響が少なかったことが好調の要因であると考えております。

去る10月12日、大型客船「にっぽん丸」が本市へ寄港し、約240名の方々が来島されました。本ツアーは、愛媛県新居浜港を出発して、本市のみに寄港するツアーで、新居浜港出港時には、ゆるキャラの人面石君が船に乗り込み、壱岐をPRしたところであります。郷ノ浦港新岸壁到着後は7コースに分かれて各所を巡られ、お客様アンケートにおいても、壱岐での満足度は非常に高かったとの報告をいただいております。

今回のように本市のみに寄港するツアーは、特に経済効果が高いものであり、企画していただいたJR四国様に心から御礼申し上げますとともに、長崎県と連携してさらなる大型客船の誘致に向けて積極的に取り組んでまいります。

去る10月21日に開催した「壱岐市市制施行20周年記念 神々の島 壱岐ウルトラマラソン2023」は、多くの市民皆様の御協力をいただき、大きな事故等もなく、盛会に終了することができました。

大会当日は爽やかな秋晴れで例年より若干気温が低いという絶好のコンディションの下、出走者数678名、完走者数551名、完走率81.3%と、これまでにないすばらしい結果となり、特に100キロメートルの部では、優勝したランナーと2位とのタイム差が僅か4秒という好レースでありました。

1,000名を超えるボランティアスタッフの皆様をはじめ、沿道からの暖かい声援やコース周辺の交通規制等、円滑な大会運営に御協力いただいた市民皆様、協賛及び支援をいただいた企業等及び各種団体の皆様など、今大会を支えていただいた全ての皆様に心から感謝を申し上げます。

スポーツ合宿については来年元旦に行われるニューイヤー駅伝へ初出場を果たす「富士山の銘水長距離陸上競技部」が、本市で初となる合宿を行われる予定であります。また、2月には、ニューイヤー駅伝に32年連続34回目の出場となる本市出身の濱田征司監督率いる「YKK陸上長距離部」と、来年の第100回箱根駅伝本戦に2年ぶり2回目の出場となる「駿河台大学駅伝部」が、3月には、去る11月26日に開催された第43回クイーンズ駅伝に7年連続14回目出場の「スターズ陸上競技部」が、本市での合宿を行われる予定であります。これまでの誘致活動の成果を実感するとともに、スポーツ合宿が地域の活性化につながっているものと捉えております。

次に、産業の振興についてでございます。

本年度の水稻の作柄は、田植期以降、日照不足で穂数が減少したものの、出穂期以降は天候に恵まれ、長崎県全体では10アール当たり予想数量は480キロ、作況指数99に対し、壱岐市においては、10アール当たり496キログラム、作況指数98の発表がなされました。等級成績につきましては、早期米については、「コシヒカリ」は2等でありましたが、高温耐性のある「つや姫」、「にこまる」、「なつほのか」はほとんどが1等となりました。

また、本年度は宮中献穀事業に取り組んでおり、去る11月30日に長崎県知事へ宮中献穀記念米の贈呈を行いました。贈呈に併せて、県庁内食堂においては壱岐市で生産された「つや姫」の提供などを行い、長崎県産米の消費拡大に向けたPRを行ってまいりました。

葉たばこについては移植期以降、6月下旬から7月中旬にかけて強風雨と日照不足により、一部の圃場で立枯病等に見舞われましたが、平均収量は252キロとなり、目標収量の250キロを確保できております。11月7日から9日にかけて行われた葉たばこ販売では、1キロ当たりの代金は2,073円、10アール当たり代金は52万2,000円でありました。

畜産業については、JA壱岐市肥育牛の販売実績は、10月の枝肉単価が2,153円で昨年同月比260円安と低迷し、子牛価格も下落している中、昨今の燃料・肥料・飼料単価の高騰の影響を受け、農業経営を圧迫する厳しい状況になっております。

そのため国の子牛価格の下落対応として、販売頭数に応じて、子牛の平均価格と、和子牛生産者臨時経営支援事業発動基準価格である60万円との差額の4分の3が支援され、第3四半期においては、肉用子牛生産者補給金と合わせて、8万2,000円交付されることになっております。

また、農業者並びに関係機関が一堂に会し、肉用牛の危機的状況を突破するため、去る11月18日に壱岐島開発総合センターで、肉用牛経営危機突破決起大会が開催されました。

このような中、12月1日、2日に開催された子牛市では、平均価格が10月市と比較し、1頭当たり6万8,000円高の平均55万6,000円で、上向きの取引となっております。

次に、本年4月から10月までの本市の漁獲量及び漁獲高を去年同期と比較しますと、漁獲量は13.8%減の1,163トン、漁獲高は0.4%減の15億6,700万円と、漁獲量、漁獲高ともに減少しております。5月から6月にかけて大型マグロが約70トン漁獲されましたが、特にイカ類の漁獲が減少しており、他の魚類の不漁も影響しております。魚価は少しずつコロナ禍前に戻りつつありますが、今後、東京電力福島第一原子力発電所処理水放出に係る影響も少なからず考えられます。漁業者の経営維持は依然として厳しい状況にあり、このような状況を踏まえ、漁業用燃油対策事業等を実施し、漁業者の経営維持・存続を支援をいたしております。

次に、本年度の長崎県並びに長崎県議会への要望項目中、クロマグロの漁獲制限については、沿岸漁業の漁獲枠の拡大・撤廃、資源管理に伴う減収補填措置の充実、放流支援の充実等、国への働きかけを要望し、併せて、磯焼け対策についても植食性動物の駆除等に関する支援の拡充等を要望したところであります。

依然として、本市水産業は大変厳しい状況が続いておりますが、今後も引き続き漁業者の皆様、そして各漁協をはじめ関係機関と連携を図り、水産振興に積極的に取り組んでまいります。

次に、権利擁護に係る中核機関の設置についてでございます。

国では、認知症高齢者や知的障害・精神障害のある方で判断能力が十分でない方の権利擁護に関する普及啓発をはじめ、成年後見制度の利用促進及び地域連携を推進するため、権利侵害の予防・解消に取り組む中核機関の設置を義務づけており、本市では本年11月1日に中核機関を開設し、業務については後見センター壱岐を運営している壱岐市社会福祉協議会へ委託をいたしております。

令和7年には、国内における認知症の方が約700万人となる見込みであり、本市においては、介護保険認定を受けている方で認知症自立度Ⅱ以上の方は本年3月末時点で1,158人となっております。これに伴い、全国的に成年後見制度利用者数も年々増加傾向にあり、本市における権利擁護利用者数は本年9月末時点で87件、うち成年後見制度利用者数は30件であり、今後も増加する見込みであります。

認知症は誰でもかかる可能性のある身近な病気でありますので、関係機関と連携を図り、一人一人の権利が守られる仕組みを構築していくとともに、中核機関がその機能を十分に発揮するためには、まずは、成年後見制度について市民皆様の理解が最も重要でありますので、広報紙、チラシの回覧及び市民向け講座等により周知を図り、成年後見制度の利用が促進されるよう取り組んでまいります。

次に、昨年6月14日に発生した壱岐市クリーンセンターのマテリアルリサイクル推進施設内の火災については、部品の製造や機器の調達に時間を必要とすることから、令和5年度の繰

越し事業としていましたが、本年10月に必要な機器の調達を終え、工事を実施しており、年内には試験運転及び完了検査を行い、通常業務に戻る予定であります。また、施設の被災のために破砕処理ができなかった不燃物については施設敷地内に保管しており、通常業務に支障が生じない範囲で処理していく計画といたしております。

市としましては、今後このような事故が起こらないよう、発火する危険性のある電池等の分別の徹底を改めて市民皆様に周知するとともに、クリーンセンターの職員に対しても、受け入れた爆発性や引火性のある廃棄物の分別の徹底を指示し、年2回の消防訓練を実施するなど、これまで以上の安全管理と技術力の向上により、再発防止に努めてまいります。

次に、教育関係についてでございます。

全国的な文化の祭典である国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭が、令和7年秋に「ながさきピース文化祭2025」として長崎県全域での事業展開を予定されており、本市においても、壱岐市大会として実施する予定であります。

令和7年は「原の辻遺跡」が国特別史跡指定25周年、また、郷土の偉人である「松永安左エ門翁」の生誕150年を迎えます。こうした節目の年に、両文化祭の開催を契機といたしまして、「文化で市民が繋がる心豊かな壱岐市」を目指し、壱岐市全体を1つの会場と捉えて、本市の魅力を大いに発信していく機会とするため、去る10月13日に、第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭壱岐市実行委員会設立総会を開催し、各種事業の展開のための検討を始めたところであります。

今後、市内関係機関・関係団体の皆様と連携しながら、壱岐の魅力ある文化の大会となるよう進めてまいります。

次に、防災、消防・救急についてでございます。

まず、防災対策につきましては、去る11月5日に、勝本町勝本港一帯において、令和5年度壱岐市防災訓練を、関係機関33組織約300名の参加協力により実施いたしました。訓練は、壱岐市で震度6強の地震が発生して甚大な被害が発生したと想定し、大がかりで実践的な内容により実施したところであります。

去る11月16日には、渡良浦港浮き桟橋及び周辺海上一帯において、令和5年度フェリーみしま救難訓練を、壱岐海上保安署、壱岐警察署、郷ノ浦町漁業協同組合の御協力の下、車両甲板から火災が発生したと想定し、通報、救助活動、消火活動等、一連の訓練を実施したところであります。

また、去る11月17日、県主催による長崎県原子力安全連絡会が開催され、県、市、九州電力、各関係機関の代表21名が出席し、玄海原子力発電所に関する防災対策について、情報の共有及び意見交換を行ったところであり、来年2月には、長崎県及び本市を含めた県内4市と

関係機関合同による長崎県原子力防災訓練を実施いたします。訓練内容等詳細については現在調整中ですが、玄海原子力発電所での放射能漏れ事故を想定し、情報収集伝達訓練、災害対策本部設置・運営訓練、緊急時モニタリング訓練、原子力災害医療訓練、住民避難・誘導並びに広報訓練等、実戦的な訓練の実施を予定しております。

今後とも、関係機関と十分連携を図り防災対策に取り組んでまいりますので、市民皆様におかれましては、日頃の備え、さらには自主防災組織での取組など、自助、共助に努めていただきますようお願いをいたします。

消防・救急については、国において、カーボンニュートラルに向けたEV普及に付随する急速充電設備における基準の見直しをはじめとした省令が公布されたことに伴い、今回、壱岐市火災予防条例の一部改正について、議案を提出いたしております。

これから年末年始にかけ、火気を取り扱う機会が増え、空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期となりますので、市民皆様には、火の取扱いに十分御注意されますようお願いをいたします。

次に、議案関係について御説明いたします。

本議会に提出した令和5年度補正予算の概要は、一般会計補正額1億6,274万5,000円、各特別会計の補正総額は5,580万2,000円となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の補正額の合計は、2億1,854万7,000円となります。なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は、250億7,920万4,000円で、特別会計については、85億9,003万6,000円となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告1件、条例の制定・一部改正に係る案件10件、公の施設の指定管理者の指定に係る案件7件、予算案件7件であります。

何とぞ慎重に御審議を賜り、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、9月会議以降の市政の重要事項また政策等について申し述べましたが、様々な行政課題に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これで行政報告を終わります。

日程第5. 報告第18号～日程第29. 議案第77号

○議長（小金丸益明君） 日程第5、報告第18号から、日程第29、議案第77号までの、以上25件を一括議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、報告及び提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程いたしました報告並びに各議案につきましては、担当部長及び課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部部長（谷口 実君） 皆さん、おはようございます。

報告第18号について御説明申し上げます。

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び老岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び老岐市議会基本条例第12条第2項の規定により、報告するものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開きください。専決処分書でございます。

専決第8号、専決処分書、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び老岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分を行いました。

令和5年11月13日専決でございます。

損害賠償の相手方は、老岐市郷ノ浦町個人。損害賠償額は8,000円であります。

損害賠償の理由でございますが、令和5年9月11日午後1時30分頃、芦辺町深江鶴亀川の県道勝本石田線において、市職員が運転する公用車が駐車場から県道を横断しようとして侵入してきた対向車と衝突し、公用車の前方、バンパー右側部と、損害賠償の相手方である対向車の助手席側ドア部が接触し、損傷させたものでございます。

今回の事故の発生状況は、損害賠償の相手方である個人が県道への進入時に左右確認不足による飛び出しが原因であり、公用車を運転した職員は速度を減速し、警笛を鳴らすも、結果として接触を避けることができなかつたものであります。幸いにも両者ともけがはなく、物損事故のみとなっております。

損害賠償の内容につきましては、本事故の責任割合が、老岐市が加入しております保険会社との協議の結果、老岐市が10%、相手方が90%となり、相手方車両の修理代が8万円で、損害賠償額はその10%に当たる8,000円が保険により相手方へ直接支払いされるものであります。

今後このような事故が起きないように、運転者本人にはさらなる周辺確認に注意を払うよう周知したところであります。

以上で、報告第18号について専決処分報告を終わります。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

〔総務部部長（中上 良二君） 登壇〕

○総務部部長（中上 良二君） おはようございます。

議案第54号から議案第57号までを一括して御説明いたします。

まず、議案第54号から議案第56号につきましては、提案理由等に共通するところがありますので、まずそのことについて御説明をいたします。

今回、当該議案の提出に至りました経過といたしましては、本年8月7日に人事院より一般職の国家公務員の給与等に関する勧告がなされました。

これを受けまして、10月20日に閣議決定が行われまして、人事院勧告どおりの改定を行うものとする。特別職の国家公務員の給与についても、一般職の改定趣旨に沿って取り扱うものとするとして、一部を改正する法律は令和5年11月24日に公布されております。

地方公務員の給与改定についても国家公務員の取扱いを基本とし、また、市長、副市長、教育長、市議会議員につきましても、国家公務員の特別職等の給与に関する取扱いの状況等を踏まえ、これまで同様にその取扱いに準じて調整することとしております。

なお、県内各市・町の情勢といたしましては、いずれも国・県に準じた取扱いとする方針と確認をいたしております。

それでは、議案の説明をいたしますが、提出議案の順番は、例規の体系順に基づき、条例制定番号の若い順となっております。

まず最初に、議案第54号壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由につきましては記載のとおり、経過につきましても冒頭説明したとおりでございます。

次のページをお開き願います。今回の改正は、市議会議員の期末手当の支給率についての改定、調整でありまして、年間支給率を100分の340するものでございます。現行の100分の330に100分の10を上乗せするものでございます。

第1条は、壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用するものを規定しております。つまり、令和5年度の適用分でございます。

改正内容は、市議会議員の期末手当の支給率を、現行の12月期100分の165を100分の175に改め、支給済みの6月期分100分の165と合わせて年間100分の340とするものでございます。現行より100分の10の増加となります。

第2条は、令和6年4月1日から適用するものを規定しております。つまり、令和6年度の適用分でございます。

改正内容は、市議会議員の期末手当の支給率について、6月期、12月期をそれぞれ100分の170とし、年間計100分の340に改正するものでございます。

新旧対照表につきましては、議案関係資料の1ページ及び2ページに載せておりますので、後ほど御確認をいただきたいと存じます。

附則として、第1項は、ただいま説明いたしました施行日及び適用日について規定しております。

第2項は、第1条の適用を令和5年12月1日に遡及適用することを規定しております。

第3項は、改正条例施行後における令和5年度分の期末手当の内払い及び差額支給について規定をいたしております。

以上で、議案第54号の説明を終わります。

続きまして、議案第55号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由につきましては記載のとおり、経過につきましても冒頭説明したとおりでございます。

次のページをお開き願います。今回の改正は、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率についての改定調整でありまして、年間支給率を100分の340にするものでございます。現行の100分の330に100分の10を上乗せするものでございます。

第1条は、壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、令和5年12月1日に遡及適用をすることを規定しております。つまり、令和5年度の適用分でございます。

改正内容は、市長、副市長、教育長の期末手当の支給率を、現行の12月期100分の165

を100分の175に改め、支給済みの6月期100分の165と合わせて、年間100分の340とするものでございます。

第2条は、令和6年4月1日から適用するものを規定しております。つまり、令和6年度の適用分でございます。

改正内容は、市長、副市長、教育長の期末手当の支給率について、6月期、12月期をそれぞれ100分の170とし、年間100分の340に改正するものでございます。

新旧対照表につきましては、議案関係資料1の3ページ及び4ページに載せておりますので、後ほど御確認をいただきたいと存じます。

附則として、第1項は、ただいま説明をいたしました施行日及び適用日について規定をいたしております。

第2項は、第1条の適用を令和5年12月1日に遡及適用することを規定しております。

第3項は、改正条例施行後における令和5年度分の期末手当の内払い及び差額支給について規定をいたしております。

以上で、議案第55号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第56号老岐市職員の給与に関する条例及び老岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

老岐市職員の給与に関する条例及び老岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由につきましては記載のとおり、経過につきましても冒頭説明したとおりでございます。

次のページをお開き願います。この議案第56号の改正条例は、第1条から第4条及び附則の構成となっております。改正しようとする本則は、条例の種類、適用日の違いにより分ける条立ての改正方法を取っております。

第1条では、老岐市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、令和5年4月1日に遡及して適用するものを規定しております。

正規職員の期末手当、12月分の支給率を100分の125に改め、年間100分の245とし、100分の5引き上げる旨を定めております。また、再任用職員の期末手当、12月の支給率を100分の70に改め、年間を100分の137.5とし、100分の2.5引き上げる旨を定めております。

さらに、正規職員の勤勉手当、12月分の支給率を100分の105に改め、100分の205とし、100分の5引き上げる旨を定めております。

また、再任用職員の勤勉手当、12月分の支給率を100分の50に改め、100分の97.5とし、100分の2.5引き上げる旨を定めております。

次に、議案書2ページから17ページまでは、給料表について改定をいたしております。行政職給料表においては、初任給を、大卒1万1,000円、高卒1万2,000円の引き上げ及び初任給をはじめ、若年層に重点を置き、そこから改定率を低減させる形で、平均改定率1.1%の引き上げ改定を行っております。

その他の給料表につきましても、行政職給料表と均衡を基本に改定をいたしております。

次に、議案書18ページをお願いいたします。第2条は、壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものを定めております。

正規職員の期末手当、6月分の支給率100分の120、12月分の支給率100分の125を、それぞれ100分の122.5に改めるものでございます。年間100分の245となります。また、再任用職員の期末手当、6月分の支給率100分の67.5、12月分の支給率100分の70を、それぞれ100分の68.75に改めるものでございます。年間100分の137.5となります。

さらに、正規職員の勤勉手当、6月分の支給率100分の100、12月分の支給率100分の100を、それぞれ100分の102.5に改めるものでございます。年間100分の205となります。また、再任用職員の勤勉手当、6月分の支給率100分の47.5、12月分の支給率100分の50を、それぞれ100分の48.75に改めるものでございます。年間100分の97.5となります。

次に、第3条は、壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、令和5年4月1日に遡及して適用するものを規定しております。任期付職員の期末手当、12月分の支給率を100分の175に改め、年間100分の340とし、100分の10引き上げる旨を定めております。

また、給料表につきましても、国に準じて引き上げ改定を行っております。

次に、第4条は、壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものを定めております。

任期付職員の期末手当、6月分の支給率100分の165、12月分の支給率100分の175を、それぞれ100分の170に改めるものでございます。年間100分の340となります。

改正条例の新旧対照表につきましては、議案関係資料1の5ページから10ページに載せておりますので、後ほど御確認をいただきたいと存じます。

附則として、第1項、第2項は、ただいま説明をいたしました施行日及び適用日について規定しております。

第3項については、改正条例施行後における令和5年度分の給与並びに給与の内払い及び差額支給について規定しております。

第4項については、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める旨を規定をいたしております。

以上で、議案第56号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第57号壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当を新たに支給するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。令和5年5月8日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となりました。これを受けて、本市の会計年度任用職員に対して、勤勉手当を支給するためには支給対象者、支給額、支給方法等について条例で定める必要がございますので、今回壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、改正を行うものでございます。

第1条は、壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、第15条第1項第1号及び第2号中に、勤勉手当の文言を加えております。

第2条は、壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を改正しようとするもののうち、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の規定を追加するものでございます。

改正条例の新旧対照表につきましては、議案関係資料1の11ページから17ページに載せておりますので、後ほど御確認をいただきたいと存じます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第54号から議案第57号までの説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部部长（中上 良二君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 西原市民部長。

〔市民部部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部部長（西原 辰也君） 皆さん、おはようございます。

議案第58号から議案第60号まで続けて御説明申し上げます。

まず、議案第58号壱岐市税条例の一部改正について。

壱岐市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市税条例の一部を改正する条例であります。改正文につきましては、記載のとおりでございます。

また、議案資料1の18ページから26ページに新旧対照表を記載しておりますので、御参照願います。

主な改正内容は3点でございます。

まず1点目は、森林環境税の導入に伴うものですが、森林環境税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度税制改正により創設をされた国税であります。今回、令和6年度から住所所在市町村が個人市民税の均等割と併せて、税率年額1,000円を賦課徴収することとされたことから、賦課徴収の方法について規定をするものでございます。なお、これまで復興財源確保等のため、平成26年度から個人市民税の均等割に加算をされていた税率年額1,000円は、令和5年度で終了となりますが、今回森林環境税の導入により、年間5,500円の均等割額に変更はございません。

次に、2点目は、個人の市民税にかかる給与所得者の扶養親族等申告書の簡素化に伴う改正であります。

給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項が、その年の前年の申告内容と異動がない場合には、その申告書に記載すべき事項に代えて、異動がない旨を記載した申告書を提出することができる規定を追加しております。

次に、3点目は、軽自動車税の環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例に関する規定の改正でございます。

この改正については、自動車メーカーの燃費、排ガス試験不正により生じた軽自動車税環境性能割及び種別割の納付不足額に係る納税義務を、当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する際に加算する割合を100分の10から100分の35へ引き上げるものでございます。

そのほかにつきましては、法律改正による字句や引用条項等の整備をするものでございます。
次に、改正文の 3 ページをお開き願います。

附則、第 1 条、施行期日につきましては、令和 6 年 1 月 1 日から施行するものでございます。
ただし、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の簡素化に伴う改正は、令和 7 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

附則第 2 条は、市民税に関する経過措置を、附則第 3 条は、軽自動車税に関する経過措置を定めるものでございます。

議案第 58 号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第 59 号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法並びに地方税法施行規則等の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額について、世帯内に令和 5 年 1 月以降に出産する予定（出産した）の国民健康被保険者がいる場合、当該被保険者の出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までにかかる所得割と均等割を減額（免除）する旨の改正を行うほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

改正文につきましては記載のとおりであります。

議案資料 27 ページから 29 ページに新旧対照表を記載しておりますので、御参照をお願いします。

主な改正内容でございますが、第 23 条国民健康保険税の減額に、新たに第 3 項を加えるもので、国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者が属する場合に、当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日の属する月の前月から出産予定月の翌々月までの期間、いわゆる産前産後期間に係る 4 か月の月数を乗じた額を減額、免除する規定を追加するものでございます。

第 1 号及び第 2 号は、出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額及び被保険者均等割額に関する規定でございます。

第 3 号及び第 4 号は、出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額及び被保険者均等割額に関する規定でございます。

次に 2 ページをお願いします。第 5 号及び第 6 号は、出産被保険者に係る介護納付金課税額

の所得割額及び被保険者均等割額に関する規定でございます。

なお、令和5年1月1日以降に出産予定の国民健康被保険者の方が対象であります。これには死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれております。

次に、第24条の2の次に新たに第24条の3を加え、出産被保険者に係る届出に関する規定を記載のとおり追加をしております。

次に、3ページをお開き願います。

附則として、この条例の施行期日は令和6年1月1日でございます。

附則第2項に、適用区分として、この条例による改正後の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月1日以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税に適用するものとし、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることといたします。

議案第59号の説明については以上でございます。

続きまして、議案第60号について御説明申し上げます。

議案第60号壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正について。

壱岐市へき地保育所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、令和6年3月31日をもって壱岐市立渡良保育所、壱岐市立初山保育所及び壱岐市立沼津保育所を閉所するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市へき地保育所設置条例の一部を改正する条例。改正文につきましては記載のとおりでございます。

議案資料30ページに新旧対照表を記載いたしておりますので、御参照願います。

改正内容でございますが、第2条の表から、壱岐市立渡良保育所の項、壱岐市立初山保育所の項及び壱岐市立沼津保育所の項を削るものでございます。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

渡良保育所及び初山保育所並びに沼津保育所の閉所につきましては、第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）において、子ども・子育て会議の令和5年7月28日答申を尊重したもので、保育の量の見込みと提供体制の確保の内容等について、実情に応じた見直しを行うこととし、令和6年度へき地保育所の提供体制の人数を230人から110人に見直しを行っております。

また、保護者会等の皆様と閉所に向けての意見交換等を行い、御意見や御要望に一つ一つ対応し、御理解をいただいたものでございます。

以上で、議案第58号から議案第60号までの説明を終わります。御審議のほど、よろしく
お願いいたします。

[市民部部長(西原 辰也君) 降壇]

○議長(小金丸益明君) ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

午前11時01分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長(小金丸益明君) 休憩前に引き続き議案説明を続けます。平田建設部長。

[建設部部長(平田 英貴君) 登壇]

○建設部部長(平田 英貴君) 議案第61号、議案第62号を続けて御説明申し上げます。

議案第61号壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条
例の整理に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に
関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由につきましては、令和6年4月1日から壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定
の全部を適用するため、所要の改正を行うものでございます。

公営企業会計への移行につきましては、平成31年1月に総務大臣より、平成31年度から
平成35年度、令和5年度までの5年間で公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行するよう
要請がなされたことから、今回公営企業法の適用を行うものであります。

次のページをお開き願います。本条例は、壱岐市下水道事業の地方公営企業化に伴い、下水
道事業に関する条例を第1条から第11条及び附則の条立てによる改正方法を取っております。

主な改正内容といたしましては、第7条壱岐市特別会計条例の一部改正において、下水道事
業が公営企業会計へ移行するため、壱岐市下水道事業特別会計を削除しております。

次に、第11条壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正において、下水道事業に地
方公営企業法の全部適用することを規定しております。

また、下水道事業に管理者を設置しないことを規定しております。地方公営企業法では公営
企業の管理者を置くことが原則となりますが、小規模な公営企業にまで専任を置くことは組織
の肥大化を招き、逆に非効率な公営企業となってしまうことから、法第7条ただし書きにより、
条例で管理者を置かない旨を定めることができるようになっており、その際には地方公共団
体の長が管理者の権限を行うこととなります。

以上が、主な改正内容となります。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

なお、新旧対照表は、議案関係資料1の31ページから63ページに記載しておりますので、御参照願います。

以上で、議案第61号の説明を終わります。

続きまして、議案第62号壱岐市水道事業職員の給与に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

壱岐市水道事業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

本日の提出でございます。

提案理由につきましては、令和6年4月1日から壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当を新たに支給するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。改正内容は、壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するため、水道事業と下水道事業を1つの条例で整理することから、題名を、壱岐市上下水道事業職員の給与に関する条例に改め、第1条及び第2条中の水道事業職員を上下水道事業職員に改めるものでございます。

また、地方自治法の一部改正に基づき、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することを規定しております。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

なお、新旧対照表は、議案関係資料1の64ページに記載しておりますので、御参照願います。

以上で、議案第62号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願います。

〔建設部部长（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山川消防長。

〔消防本部部长（山川 康君） 登壇〕

○消防本部部长（山川 康君） 議案第63号壱岐市火災予防条例の一部改正について。

壱岐市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。壱岐市火災予防条例の一部を次のように改正する。

改正案につきましては、記載のとおりでございます。

主な改正内容でございますが、急速充電設備について、第11条の2につきましては、近年急速充電設備の高出力化へのニーズが高まっていることを受け、従来は変電設備としてされていた急速充電設備も含め、全出力が10キロワットを超える急速充電設備を、対象火気設備等の対象とする旨の改正が行われました。

また、現在普及している急速充電設備の実態を踏まえ、省令が対象とする急速充電設備はコネクタ型であることを明確化し、分離型の急速充電設備への対応など、所要の改正が行われました。

第13条の蓄電池設備については、脱炭素社会の実現等に向け、さらなる普及の拡大や大容量化が見込まれるとともに、材料、構造等の多様化が進んでること、JIS等の標準規格において出火防止措置や延焼防止措置等を盛り込まれるようになったこと等を踏まえ、蓄電池の設備の種別や安全性に応じた内容となるよう、所要の見直しが行われたものでございます。

喫煙等に関する規定第23条につきましては、平成30年7月に健康増進法が改正され、受動喫煙防止の観点から、多数の者が利用する施設等については一定の場所を除き、喫煙が禁止されると同時に、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要となりました。条例においても、火災予防の観点から喫煙所に標識を設置することを求めており、異なる法令で重複する標識の設置が必要となる状況に対応するため、喫煙の制限に係る規定が改正されました。

別表第3、固体燃料を用いた火気設備の離隔距離につきましては、昨今のキャンプブーム等を受けて、住宅等含めまきストーブの利用が広がっているところです。そこで、まきストーブや炭火焼き器について火災予防、防火上の安全措置が講じられたものであることから、基準の見直しが行われたものです。

なお、施行日は令和6年1月1日施行といたします。

また、資料65ページから73ページに、新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、議案第63号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔消防本部消防長（山川 康君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

〔総務部部長（中上 良二君） 登壇〕

○総務部部長（中上 良二君） 議案第64号から議案第67号までを続けて御説明をいたします。

まず、議案第64号の公の施設の指定管理者の指定について、御説明をいたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称は、壱岐市テレワーク施設、位置は、壱岐市芦辺町深江鶴亀触1092番地5外。2、指定管理者は、壱岐市芦辺町深江鶴亀触1092番地5、一般社団法人壱岐みらい創りサイト代表理事吉田寛。3、指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

提案理由は記載のとおりでございますが、本施設は非公募としております。

その理由といたしましては、今回指定管理候補者である一般社団法人壱岐みらい創りサイトは、地方創生連携協定を提携している富士ゼロックス株式会社と壱岐市が、地方創生のための主要事業であるテレワーク推進のために設立した団体であり、現在の指定管理者で適正な管理がなされております。

当該施設の運営管理を行う団体として、今後もテレワーク、SDGs、エンゲージメントなど、本市の重点施策を効率的、継続的に推進していくためには、引き続き次期の指定管理者としてこの団体が最適と判断し、選定するものでございます。

以上で、議案第64号の説明を終わります。

続きまして、議案第65号、同じく、公の施設の指定管理者の指定について、御説明をいたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称は、壱岐市芦辺浦住民集会所、位置は、壱岐市芦辺町芦辺浦85番地3。2、指定管理者は、壱岐市芦辺町芦辺浦85番地3、芦辺浦商業組合組合長篠崎勉。3、指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

提案理由は記載のとおりでございますが、本施設は非公募といたしております。

その理由といたしましては、本施設は、芦辺浦に位置して、昭和47年に地域の利便性の向上を目的として地域住民の集会所、また商工の諸活動に寄与する目的で建設されております。

当該施設を管理運営する上では、管理者をまず芦辺浦の組織の中から選定したいということ、芦辺浦商業組合は現在の指定管理者であり、適正な管理がなされており、引き続き次期の指定管理者としてこの団体が最適と判断し、選定するものでございます。

以上で、議案第65号の説明を終わります。

続きまして、議案第66号、同じく、公の施設の指定管理者の指定について、御説明をいたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称は、老岐市自動車教習場、位置は老岐市郷ノ浦町田中触991番地1。2、指定管理者は、佐世保市椎木町320番地、株式会社共立自動車学校代表取締役長島正太郎。3、指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

提案理由は記載のとおりでございますが、本施設は非公募といたしております。

その理由といたしましては、当該団体は昭和40年から現在まで、長きにわたり安全な交通社会を構築する目的で、安全運転者の育成、自動車免許取得等に貢献をいただいております。

令和4年度は普通車、二輪車、大型特殊の延べ入所者数231人、高齢者講習受講者数延べ1,248人、免許試験受験者数延べ471人の利用実績があっております。長年の管理実績もあり、適正な管理体制に努められており、引き続き次期の指定管理者としてこの団体が最適と判断し、選定するものでございます。

以上で、議案第66号の説明を終わります。

続きまして、議案第67号、同じく、公の施設の指定管理者の指定について、御説明をいたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称は、老岐市高等職業訓練校、位置は老岐市郷ノ浦町田中触1212番地3、1213番地5。2、指定管理者は、老岐市郷ノ浦町田中触1212番地3、1213番地5、職業訓練法人老岐高等職業訓練協会会長松永裕一。3、指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

提案理由は記載のとおりでございますが、本施設は非公募といたしております。

その理由といたしましては、長崎県の職業訓練の認定を受けている団体は、市内で老岐高等職業訓練協会の1団体だけございまして、昭和54年に開設以来、老岐市唯一の技能養成機関として老岐市の労働者の技能向上、労働者の地位確立、技術指導者及び経営者としての資質向上に貢献をしてこられました。

老岐市の労働者のために、誠実かつ適正な技術指導、管理体制、社会貢献に努められており、引き続き次期の指定管理者としてこの団体が最適と判断し、選定するものでございます。

以上で、議案第67号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔総務部部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

○企画振興部部長（塚本 和広君） 議案第68号公の施設の指定管理者の指定について御説明をいたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称、マリnpal壱岐、位置、壱岐市石田町印通寺浦471番地2。2、指定管理者、壱岐市石田町印通寺浦471番地2、有限会社マリnpal壱岐取締役赤木英機。3、指定期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日まで。

提案理由でございますが、マリnpal壱岐の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者候補者である有限会社マリnpal壱岐はマリnpal壱岐建設時に施設管理団体として、第3セクターとして設置された団体であり、現在地元商店街とも良好な関係を築き、健全な経営を続けております。

当該施設の運営、管理を行う団体としては、この団体が最適と判断し、非公募として壱岐市公の施設の指定管理者選定委員会で審査、選定をいたしております。

以上で、議案第68号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 目良教育次長。

〔教育次長（目良 顕隆君） 登壇〕

○教育次長（目良 顕隆君） 議案第69号及び議案第70号について、続けて御説明をいたします。

まず、議案第69号公の施設の指定管理者の指定について、御説明をいたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

公の施設の名称及び位置、名称は、原の辻一支国王都復元公園、位置は、壱岐市芦辺町深江鶴亀触1092番地5外。2、指定管理者、壱岐市芦辺町諸吉本村触38番地、特定非営利活動法人一支國研究会理事長伊佐藤由紀子。3、指定期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

提案理由でございますが、原の辻一支国王都復元公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものです。

この原の辻一支国王都復元公園の指定管理者の指定につきましては公募によるものでございまして、特定非営利活動法人一支國研究会より申込書の提出をいただき、10月30日に指定管理者選定委員会を開催し、プレゼンテーション及び質疑応答の後、評価項目に基づいて審査

を行い、指定管理者候補者として当法人を選定したものでございます。

続きまして、議案第70号公の施設の指定管理者の指定について、御説明いたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称は、青嶋公園、位置は、老岐市芦辺町諸吉南触1691番地。2、指定管理者、老岐市芦辺町芦辺浦562番地、老岐市森林組合代表理事組合長深見忠生。3、指定期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

提案理由でございますが、青嶋公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものでございます。

この青嶋公園の指定管理者の指定につきましては公募によるものでございまして、2社より申込書の提出をいただき、10月30日に指定管理者選定委員会を開催し、2社によるプレゼンテーション及び質疑応答の後、評価項目に基づいて審査を行い、指定管理者候補者として老岐市森林組合を選定したものでございます。

以上で、議案第69号、議案第70号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく御願いたします。

〔教育次長（目良 顕隆君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原財政課長。

〔財政課課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課課長（原 裕治君） 議案第71号令和5年度老岐市一般会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

令和5年度老岐市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,274万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ250億7,920万4,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」によるものでございます。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」によるものでございます。

本日の提出でございます。

3ページから5ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については記載のとおりでございます。

6 ページをお開き願います。第2表繰越明許費として、7款土木費、3項河川費の急傾斜地崩壊対策事業及び10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、同じく2項公共土木施設災害復旧費につきまして、年度内に事業が完了しない見込みであるため、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費として、合計1億7,500万円を計上しております。

なお、事業の完了予定及び繰越理由等の詳細につきましては、別添資料2、令和5年度12月補正予算（案）概要の8ページから9ページに記載のとおりでございます。

次のページを御覧ください。7ページ。第3表債務負担行為補正の1、追加として、マリノパール壱岐指定管理料ほか4件につきまして、指定管理者の新たな機関の指定に伴い、当該期間に係る指定管理料の債務負担行為を記載のとおり計上するものでございます。

8ページから10ページをお開き願います。第4表、地方債補正の1、変更で、以下計上しております各地方債につきまして、県営事業負担金の変更及び起債対象事業費の調整、災害復旧に係る地方債の追加によりまして、記載のとおり限度額の変更を行っております。

それでは、事項別明細書により、主な内容につきまして御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

14ページから15ページをお開き願います。11款1項1目地方交付税は、今回の補正に係る一般財源として、普通交付税1億5,122万3,000円、特別交付税2,545万1,000円を計上しております。

15款国庫支出金、1項3目災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧費負担金は、9月に発生した豪雨による災害復旧に係る国庫負担金1,320万円を計上しております。

同じく、2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、燃料費高騰等の影響を受けている交通事業者、生活物資等運送業者支援に係る財源として、1,134万5,000円を計上しております。

16款県支出金、2項2目民生費県補助金の重度訪問介護等の利用促進に係る市町支援事業補助金は、重度障がい者の生活支援事業における国庫負担基準超過分に係る県補助金で、2,502万2,000円を計上しております。

また、これに伴いまして、国・県の自立支援給付費負担金をそれぞれ組み換え減額しております。

同じく2項4目農林水産業費県補助金の農地中間管理機構集積協力金交付事業補助金は、農地中間管理機構を活用した農地の集積化、集約化に対する協力金の10分の10補助で、今年度見込みの増による追加の補助金82万9,000円を計上しております。

16ページから17ページをお開き願います。22款市債につきましては、地方債補正で説明のとおりでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

まず、歳出全般について、今回、人事異動及び人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費の補正、前年度補助事業に係る国・県補助金の精算返納金の補正を行っております。

補正予算の主な事業内容につきましては、別添資料2、令和5年度12月補正予算(案)概要で説明いたします。

2ページをお開き願います。2款総務費、1項6目企画費の移住定住促進プロジェクト事業は、当該通勤通学者、交通費の助成について、当初見込みより実績が上回る見通しであるため、これに係る助成金216万7,000円を計上しております。

2款1項12目新型コロナウイルス感染症対応事業費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の電力、ガス、食料品等、価格高騰重点支援地方交付金を財源として、長引く燃料高騰に係る事業者支援として、総務課分は公共交通事業者への支援、483万5,000円を、商工振興課分は生活物資等の運送事業者への支援、651万円を計上しております。

なお、両事業の詳細につきましては、別添資料3、議案第71号関係資料に記載しておりますので、御参照願います。

次のページをお開き願います。3ページ。2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、法改正に伴う戸籍及び住民記録システムの改修費用及びマイナンバーカード交付申請のサポートを行う事業所への助成事業、合わせて246万8,000円を計上しております。

5款農林水産業費、1項3目農業振興費のながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業は、県の補助事業に採択された生産組合の機械設備導入に係る補助金で、事業費787万3,000円の県補助金3分の1と、市負担分10分の1の、計341万2,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。4ページ。同じく、5款農林水産業費、1項5目農地費の農村整備費は、大左右地区排水路工事において、追加の工事を要するため、878万7,000円を計上しております。

6款商工費、1項2目商工振興費は、誘致企業の雇用機会増大に係る助成について、雇用実績が当初の予定を上回る見込みとなりましたので、132万円を計上しております。

次のページをお開き願います。5ページ。10款災害復旧費は、9月に発生した豪雨に係る災害復旧費用について、1項1目農地及び農業用施設災害復旧事業219万円、2項1目公共土木施設災害復旧事業の補助分1,650万円、単独分、930万円を計上しております。

以上で、議案第71号令和5年度老崎市一般会計補正予算(第5号)について、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願います。

〔財政課課長(原 裕治君) 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 崎川保険環境部長。

〔保健環境部部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部部長（崎川 敏春君） 議案第72号から74号まで、続けて御説明申し上げます。

初めに、議案第72号令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,952万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,205万1,000円とします。第2項につきましては記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

事項別明細書により内容を御説明申し上げます。

8ページから9ページをお開き願います。歳入でございますが、補正財源としまして、4款1項1目保険給付費等交付金、6款1項1目一般会計繰入金及び7款1項1目その他繰越金を、それぞれ予算計上いたしております。

なお、一般会計繰入金の財政安定化支援事業繰入金は、交付税措置額の確定によるものでございます。

10ページから11ページをお開き願います。歳出でございます。1款1項総務管理費47万2,000円につきましては、会計年度任用職員の人件費及び産前産後保険税免除の実施に向けたシステム改修費負担金を追加補正いたしております。

2款2項高額療養費3,490万円につきましては、新型コロナからの受診控えが緩和され、不足が見込まれることから、追加補正いたしております。

8款1項1目一般被保険者保険税還付金150万円につきましては、社会保険への資格認定の拡大により、資格喪失が増加したことにより補正をいたしております。

8款1項3目保険給付費等交付金償還金265万5,000円につきましては、令和4年度事業実績に基づく償還金でございます。

12ページは、人件費補正の明細でございます。

次に、議案第73号令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ680万円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億77万8,000円とします。

第2項につきましては記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

事項別明細書により内容を御説明申し上げます。

8ページから9ページをお開き願います。歳入でございますが、補正財源としまして、1款1項後期高齢者医療保険料を補正いたしております。これは被保険者の増加によるものでございます。

10ページから11ページをお開き願います。歳出でございますが、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金680万円につきましては、被保険者の増加及び保険料収納額が増加となる見込みから、保険料負担金を補正するものでございます。

次に、議案第74号令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ651万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億1,056万1,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,469万5,000円とします。

第2項につきましては記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

事項別明細書により内容を御説明申し上げます。

8ページから9ページをお開き願います。保険事業勘定の歳入でございますが、人件費及びシステム改修費の補正財源としまして、法定負担割合に基づき、それぞれ補正をいたしております。

10ページから11ページをお開き願います。歳出でございますが、1款1項総務管理費29万7,000円、1款3項介護認定審査会費440万円につきましては、今後予定されております制度改正並びに介護報酬改定に基づくシステム改修費の補正でございます。

3款2項一般介護予防事業費28万9,000円、3款3項包括的支援事業・任意事業費153万円につきましては、人事異動並びに人事院勧告に基づく人件費の補正であり、12ページから15ページに人件費補正に係る給与費明細書でございます。

22ページから23ページをお開き願います。介護サービス事業勘定の歳入でございますが、地域包括支援センター会計年度任用職員の人件費及びシステム改修費の補正財源としまして、3款繰越金を補正いたしております。

24ページから25ページをお開き願います。歳出でございますが、1款1項総務管理費105万6,000円につきましては、人件費の補正及び予定されております制度改正に伴う地域包括支援センターのシステム改修費の補正でございます。

26ページは人件費補正の明細書でございます。

以上で、議案第72号から74号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔保健環境部部长（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 平田建設部長。

〔建設部部长（平田 英貴君） 登壇〕

○建設部部长（平田 英貴君） 議案第75号令和5年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,446万1,000円とします。2項については記載のとおりです。

本日の提出でございます。

8ページから9ページをお開き願います。歳入ですが、6款1項一般会計繰入金で58万9,000円を増額いたしております。

次に、10から11ページをお開き願います。歳出でございます。1款下水道事業費、1項管理費で51万1,000円、2款漁業集落排水整備事業費、1項管理費で7万8,000円を増額いたしております。これは人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費の増額補正を行っております。

以上で、議案第75号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔建設部部长（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

〔総務部部长（中上 良二君） 登壇〕

○総務部部长（中上 良二君） 議案第76号令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,558万2,000円とする。第2

項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

2 ページ、3 ページは第 1 表歳入歳出予算補正、5 ページから 7 ページは事項別明細書でございます。

8 ページ、9 ページをお開き願います。歳入予算補正について、御説明いたします。歳入財源といたしましては、一般会計繰入金を 1 3 1 万 4, 0 0 0 円増額いたしております。

次に、1 0 ページ、1 1 ページをお開き願います。歳出予算補正について、御説明をいたします。1 款運航費、1 項運航管理費、1 目一般管理費でございますが、議案第 5 6 号で御説明いたしました、老岐市職員の給与に関する条例の一部改正等を根拠とする、給与改定による増及びその他の増減分として、給料 5 9 万円の増、職員手当 3 4 万 7, 0 0 0 円の増、共済費 3 7 万 7, 0 0 0 円の増、合計 1 3 1 万 4, 0 0 0 円を、計上をいたしております。

給与費明細につきましては、1 2 ページから 1 5 ページのとおりでございます。

以上で、議案第 7 6 号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔総務部部长（中上 良二君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 平田建設部長。

〔建設部部长（平田 英貴君） 登壇〕

○建設部部长（平田 英貴君） 議案第 7 7 号令和 5 年度老岐市水道事業会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。第 1 条、令和 5 年度老岐市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、令和 5 年度老岐市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出の第 1 款第 1 項営業費用で 6 4 0 万 7, 0 0 0 円の減額を行います。

第 3 条、予算第 8 条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費を次のとおり改めます。職員給与費を 8 1 2 万 2, 0 0 0 円減額いたします。

第 4 条、債務負担行為の補正。予算第 5 条に定めた債務負担行為を次のとおり変更いたします。水質検査管理業務 1, 7 0 0 万円を 2, 1 0 0 万円に増額いたします。

本日の提出でございます。

1 0、1 1 ページをお開き願います。収益的支出ですが、支出で、1 款水道事業費用、1 項営業費用で 6 4 0 万 7, 0 0 0 円の減額をいたしております。これは、人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定によるものでございます。

1 1 から 1 2 ページをお開き願います。債務負担行為に関する調書です。水質検査管理業務

において、本年10月に厚生労働省から国が水質管理目標設定項目に位置づけているPFOS及びPFOAの2項目について、水道原水において、少なくとも年1回は水質検査を行い、濃度の把握に努めるよう要請がなされたことから、従来の検査項目に新たに検査項目を追加するため、増額するものでございます。

以上で、議案第77号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔建設部部長（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これで、市長提出議案等の説明が終わりました。

日程第30. 陳情第1号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第30、陳情第1号を議題とします。

ただいま上程いたしました陳情第1号につきましては、タブレットに配信しておりますので説明に代えさせていただきます。

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月11日月曜日、午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。大変お疲れさまでした。

午前11時59分散会
